

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例	根拠条項	7-1	資料番号	25	担当課	循環型社会推進課
				許認可等の内容		浄化槽保守点検業者の変更登録	
<p>(根拠規定)</p> <p>愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例 (変更の登録)</p> <p>第7条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、変更の登録を受けなければならない。</p> <p>2 第4条の規定は前項の規定による変更の登録の申請に、第5条第1項及び前条の規定は前項の規定による変更の登録の申請があつた場合について準用する。</p> <p>(許可の基準等) (登録の実施)</p> <p>第5条 知事は、申請書の提出があつた場合においては、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿 (以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第16条第1項の規定により浄化槽保守点検業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 暴力団員等</p> <p>(6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 第13条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>(9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>							